

第14次労働災害防止計画(案)

アウトプット指標とアウトカム指標

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第14次労働災害防止計画(案) アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標					
(ア)労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進						
・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。	・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。					
・卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。(再掲) ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022年と比較して2027年までに減少させる。					
(イ)高年齢労働者の労働災害防止対策の推進						
・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の 取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較 して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。					
(ウ)多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進						
・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の 教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とす る。					
(工)業種別の労働災害防止対策の推進						
・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物 運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。	・陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。					
・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年まで に85%以上とする。	・建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上 減少させる。					
・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60% 以上とする。	・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。					
・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事 業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・林業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減 少させる。					

第14次労働災害防止計画(案) アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
(オ)労働者の健康確保対策の推進	
・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。	・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間 以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。	・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレ スがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする	(指標は立てず)労働者の健康障害全般の予防につながり、健康 診断有所見率等が改善することを期待
(カ)化学物質等による健康障害防止対策の推進	
・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	・化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。 ※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

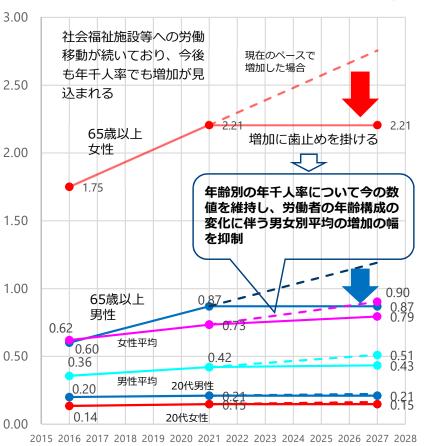
上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年においては、5%以上減少する
- ・死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる

転倒災害に係る目標設定について

- 転倒災害の発生率(死傷年千人率)は身体機能の影響も大きく、性別・年齢別で大きく異なる。高年齢層(特に女性)で高い。
- さらに**性別・年齢別の発生率**も増加傾向にあるところ、この**増加傾向に歯止めをかける**。

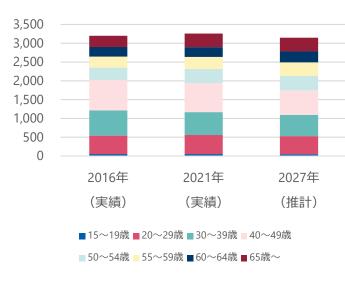
転倒災害の年齢別・性別の発生率(死傷年千人率)



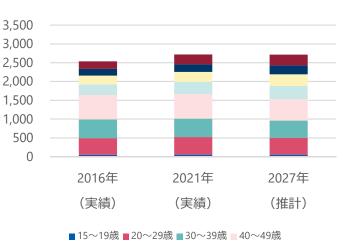
男性	2016年 (実績)	2021年 (実績)	2027年 歯止めを かける (目標)	2027年 現在の ペースで 増減した 場合
15~19歳	0.27	0.29	0.29	0.31
20~29歳	0.20	0.21	0.21	0.22
30~39歳	0.24	0.25	0.25	0.26
40~49歳	0.31	0.34	0.34	0.37
50~54歳	0.39	0.43	0.43	0.48
55~59歳	0.48	0.57	0.57	0.67
60~64歳	0.59	0.69	0.69	0.81
65歳~	0.60	0.87	0.87	1.19
(加重) 平均	0.36	0.42	0.43	0.51
女性				
15~19歳	0.23	0.21	0.21	0.19
20~29歳	0.14	0.15	0.15	0.16
30~39歳	0.18	0.19	0.19	0.20
40~49歳	0.35	0.36	0.36	0.37
50~54歳	0.70	0.81	0.81	0.93
55~59歳	1.27	1.40	1.40	1.56
60~64歳	1.76	1.85	1.85	1.97
65歳~	1.75	2.21	2.21	2.75
(加重) 平均	0.62	0.73	0.79	0.90

● 今後高齢層が更に増加すると見込まれることから、**発生率の全年齢平均値(加重)は増加が見込まれるものの、上記目標によりその増加幅を抑える。**

雇用者数の推移と見込み(男性)



雇用者数の推移と見込み(女性)



■ 50~54歳 ■ 55~59歳 ■ 60~64歳 ■ 65歳~